



山形県公報

平成16年3月19日(金)

号 外(17)

目 次

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-6(一般職の任期付職員の採用等に関する規則).....	1
山形県人事委員会規則4-7(一般職の任期付研究員の採用等に関する規則).....	3
山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則.....	5
山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則.....	6
山形県人事委員会規則5-4(給与の支払監理)の一部を改正する規則.....	7
山形県人事委員会規則6-2(職員等の旅費に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則.....	同

告 示

人事委員会事務局長に対する任期付職員及び任期付研究員の採用等に関する承認並びに協議の権限の委任.....	8
--	---

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-6(一般職の任期付職員の採用等に関する規則)をここに公布する。
平成16年3月19日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 古 澤 茂 堂

山形県人事委員会規則4-6(一般職の任期付職員の採用等に関する規則)
(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号。以下「条例」という。)第4条第2項及び第4項並びに第7条の規定に基づき、一般職に属する県職員及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員等」という。)の任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員等の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用の公正の確保)

第2条 任命権者は、条例第2条各項の規定に基づき、選考により、任期を定めて職員等を採用する場合には、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。

2 人事委員会は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第3項の承認に当たっては、任期を定めた採用の公正を確保するため特に必要があると認めるときは、行政運営に関し優れた識見を有する者の意見を聴くものとする。

(辞令書の交付)

第3条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員等に対して、その旨を明示した辞令書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合のうち、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

- (1) 条例第2条各項の規定により職員等を任期を定めて採用する場合
- (2) 条例第2条各項の規定により任期を定めて採用された職員等(以下「任期付職員」という。)の任期を更新する場合
- (3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職する場合
(特定任期付職員の号給の決定)

第4条 特定任期付職員(条例第4条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。)の同項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給
- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給

(特定任期付職員業績手当)

第5条 条例第4条第4項の特に顕著な業績を挙げたかどうかについては、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

第6条 特定任期付職員業績手当は、12月1日(以下「基準日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間)にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)(以下「規則5-1」という。)第80条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

2 任命権者は、特定任期付職員に特定任期付職員業績手当を支給する場合には、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。

(一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例)

第7条 条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員等(条例第4条第1項に規定する企業職員を除く。以下「一般任期付職員」という。)であつて、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、山形県人事委員会規則4-2(職員の採用試験に関する規則)の規定による試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められるものについては、規則5-1別表第2に定める級別資格基準表(次項及び次条において「級別資格基準表」という。)の試験欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

2 一般任期付職員に対して規則5-1第16条第1項第2号の規定を適用する場合において、部内の他の職員等との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、級別資格基準表の必要経験年数とすることができる。

(一般任期付職員の給料月額の決定等の特例)

第8条 新たに一般任期付職員となった者の給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期は、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該一般任期付職員の経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において、規則5-1別表第6に定める初任給基準表(以下この条において「初任給基準表」という。)を適用して得られる初任給(前条第1項の規定の適用を受ける一般任期付職員にあつては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験欄の区分を適用して得られる初任給)を基礎とし、かつ、部内の他の職員等との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期の範囲内で決定することができる。

(規則5-1の規定の適用に関する読替え)

第9条 前条の規定の適用を受ける一般任期付職員に対する規則5-1第15条第1号及び第31条第1項第2号の規

定の適用については、規則5 - 1第15条第1号中「第23条第1号又は第2号」とあるのは「山形県人事委員会規則4 - 6（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）（以下「規則4 - 6」という。）第8条」と、規則5 - 1第31条第1項第2号中「第23条」とあるのは「規則4 - 6第8条」とする。

（権限の委任）

第10条 人事委員会は、法第3条第3項、第5条第2項及び第6条第2項に規定する承認並びに条例第4条第3項に規定する承認並びに第6条第2項に規定する協議のうち、人事委員会が適当と認めるものについて事務局長に委任することができる。

2 人事委員会は、前項の規定による委任をした場合は、その旨を告示するものとする。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4 - 7（一般職の任期付研究員の採用等に関する規則）をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県人事委員会

委員長 古澤茂堂

山形県人事委員会規則4 - 7（一般職の任期付研究員の採用等に関する規則）

（趣旨）

第1条 この規則は、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「条例」という。）第5条第3項及び第5項、第8条第1項から第4項並びに第9条の規定に基づき、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。

（異動の制限）

第2条 任命権者は、条例第3条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付研究員」という。）を、その任期中、当該任期付研究員が現に占めている職と同一の研究業務を行うことを職務内容とする職に異動させる場合その他任期を定めた採用の趣旨に反しない場合に限り、異動させることができる。

（辞令書の交付）

第3条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、その旨を明示した辞令書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合のうち、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

(1) 条例第3条の規定により職員を任期を定めて採用する場合

(2) 任期付研究員の任期を更新する場合

(3) 任期の満了により任期付研究員が当然に退職する場合

（号給の決定）

第4条 第1号任期付研究員（条例第5条第1項の第1号任期付研究員をいう。以下同じ。）の同項の給料表の号給は、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて、次の各号に定める号給に決定するものとする。

(1) 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 1号給

(2) 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 2号給

(3) 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 3号給

(4) 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 4号給

(5) 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認めら

れている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 5号給

- (6) 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 6号給

2 第2号任期付研究員(条例第5条第2項の第2号任期付研究員をいう。)の同項の給料表の号給は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号給に決定するものとする。

- (1) 博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 1号給
- (2) 博士課程修了後、特別研究員制度(特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。)等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 2号給
- (3) 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 3号給
- (任期付研究員業績手当)

第5条 条例第5条第5項の特に顕著な研究業績とは、同条第3項又は第4項の規定により任期付研究員(条例第5条第1項に規定する企業職員を除く。次条において同じ。)の給料月額が決定された際に期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著であると認められる研究業績をいう。

第6条 任期付研究員業績手当は、12月1日(以下「基準日」という。)に在職する任期付研究員のうち、任期付研究員として採用された日から当該基準日までの間(任期付研究員業績手当の支給を受けたことのある者にとっては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間)にその者の任期付研究員としての研究業務に関し特に顕著な研究業績を挙げたと認められる任期付研究員に対し、当該基準日の属する月の山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)第80条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

(裁量勤務の手続等)

第7条 条例第8条第1項の規定による職員の裁量による勤務(以下「裁量勤務」という。)に従事させることができる第1号任期付研究員は、退職者及び停職者を除く第1号任期付研究員のうち、その職務遂行の方法を大幅に当該第1号任期付研究員の裁量にゆだねた場合に、自己の判断により研究業務を能率的に遂行できると認められる者に限るものとする。

- 2 任命権者は、第1号任期付研究員を裁量勤務に従事させる場合には、あらかじめ当該第1号任期付研究員の同意を得なければならない。
- 3 任命権者は、裁量勤務に従事している第1号任期付研究員(以下「裁量勤務研究員」という。)が裁量勤務を継続しないことを希望する旨申し出た場合又は裁量勤務研究員を裁量勤務に従事させることが当該裁量勤務研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認められなくなった場合には、速やかに裁量勤務に従事させることをやめなければならない。
- 4 任命権者は、第1号任期付研究員を裁量勤務に従事させ、又は従事させることをやめる場合には、人事委員会の定めるところにより、当該第1号任期付研究員に対し速やかに通知するものとする。

(勤務場所等)

第8条 裁量勤務研究員は、その勤務公署以外の場所においてその日の勤務のすべてを行う場合で任命権者が必要であると認めるときには、その場所及び勤務内容等任命権者が必要と認める事項についてあらかじめ任命権者に申し出なければならない。

- 2 任命権者は、裁量勤務研究員に、特定の時間帯にその勤務公署において勤務することその他の特定の方法による職務遂行を命ずる場合には、当該裁量勤務研究員にあらかじめその内容を通知しなければならない。

(勤務の状況についての報告)

第9条 裁量勤務研究員は、研究業務の遂行状況その他の勤務の状況について、任命権者が定める期間ごとに報告しなければならない。

(休日等)

第10条 条例第8条第2項の人事委員会規則で定める日は、次に掲げる日とする。

- (1) 職員の休日及び休暇に関する条例(昭和26年12月県条例第64号)第2条第1項に規定する休日
- (2) 全日にわたり職員の休日及び休暇に関する条例第3条第1項に定める休暇が承認された日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、全日にわたり勤務しないことにつき特に承認があった日
(健康及び福祉を確保するための措置)

第11条 条例第8条第3項の規定による裁量勤務研究員の健康及び福祉を確保するための措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 裁量勤務研究員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること
- (2) 必要に応じて、裁量勤務研究員に産業医(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第13条第1項の産業医をいう。以下同じ。)等による保健指導を受けさせること
- (3) 必要に応じて、産業医等による助言又は指導を受けること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が裁量勤務研究員の健康及び福祉を確保するために必要と認める措置(苦情の処理)

第12条 条例第8条第4項の規定による裁量勤務研究員からの苦情の処理は、山形県人事委員会規則13-2(職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する規則)の規定の例により行うものとする。

(権限の委任)

第13条 人事委員会は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号)第3条第2項並びに第4条第2項及び第3項に規定する承認並びに第3条第4項に規定する協議並びに条例第5条第4項に規定する承認のうち、人事委員会が適当と認めるものについて事務局長に委任することができる。

2 人事委員会は、前項の規定による委任をした場合は、その旨を告示するものとする。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、任期付研究員の採用、給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県人事委員会
委員長 古澤茂堂

別表第2 警察官の職の警察本部長の本部の項職級3の欄中

<p>「管 理 官 公安委員会補佐室長 監 査 室 長 総合交通安全センター整備室長」</p>	<p>「管 理 官 を 室 〔警察安全相談室長を除く。〕」</p>	<p>「業務名を冠する対策官 犯罪被害者対策室長 を ハイク犯罪対策室長 ストーカー対策室長」</p>
<p>「業務名を冠する対策官 広報官」</p>	<p>に、「航空隊長 通信指令室長」を「航空隊長」に、</p>	<p>「交通聴聞官 国民文化祭警衛警備対策室長」</p>
<p>「長井警察署長 児童警察署長」</p>		

間官」に改め、警察官の職の警察本部長の警察署の項職級2の欄中「長井警察署長」を「長井警察署長
児童警察署長」に改め、

<p>「署 長 山形警察署長、酒田警察署長、鶴岡警察署長、米沢警察署長、新庄警察署長、村山警察署長、寒河江警察署長、南陽警察署長及び長井警察署長を除く。」</p>	<p>を</p>	<p>「署 長 山形警察署長、酒田警察署長、鶴岡警察署長、米沢警察署長、新庄警察署長、村山警察署長、寒河江警察署長、南陽警察署長、長井警察署長及び児童警察署長を除く。」</p>
<p>同項職級3の欄中</p>		<p>に改める。</p>

附 則

この規則は、平成16年3月24日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年3月19日

山形県人事委員会
委員長 古澤茂堂

第72条の2第1項を次のように改める。

条例第19条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第10条第1項の人事委員会規則で指定する職にある職員等 次に掲げる当該職員等の占める職に係る別表第10に掲げる支給割合に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 特1種 12,000円
- ロ 1種 10,000円
- ハ 2種及び3種 8,000円
- ニ 4種 6,000円
- ホ 5種及び6種 4,000円

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。)第5条第2項の規定により読み替えられた条例第19条の2第1項の規定による任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等 次に掲げる当該職員等が受ける同項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 6号給及び7号給並びに同条第3項の規定による給料月額 12,000円
- ロ 5号給 10,000円
- ハ 2号給から4号給まで 8,000円
- ニ 1号給 6,000円

(3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。)第6条第2項の規定により読み替えられた条例第19条の2第1項の規定による任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員 次に掲げる当該職員が受ける同項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 6号給及び同条第4項の規定による給料月額 12,000円
- ロ 4号給及び5号給 10,000円
- ハ 2号給及び3号給 8,000円
- ニ 1号給 6,000円

別表第10中 「長井警察署の署長」 を

「長井警察署の署長
天童警察署の署長」 に改める。

別表第20のイの表中

「職務の級4級の職員及び3級の職員(人事委員会が定める職員に限る。)」 100分の5 を

任期付職員条例第4条第1項の給料表	職務の級4級の職員及び3級の職員(人事委員会が定める職員に限る。)	100分の5
	5号給以上の給料月額を受ける職員等	100分の20
	4号給及び3号給の給料月額を受ける職員等	100分の15
	2号給及び1号給の給料月額を受ける職員等	100分の10

任期付研究員条例 第5条第1項の給 料表	5号給以上の給料月額を受ける職員	100分の20
	4号給及び3号給の給料月額を受け る職員	100分の15
	2号給及び1号給の給料月額を受け る職員	100分の10
任期付研究員条例 第5条第2項の給 料表	すべての職員	100分の5

に改め、同表の備考第1項

中「行政職給料表」を「行政職給料表、任期付職員条例第4条第1項の給料表、任期付研究員条例第5条第1項の給料表及び任期付研究員条例第5条第2項の給料表」に改める。

別表第20の口の表中「特1種に該当する職を占める職員」を「特1種に該当する職を占める職員、任期付職員条例第4条第1項の給料表の6号給以上の給料月額を受ける職員等及び任期付研究員条例第5条第1項の給料表の6号給以上の給料月額を受ける職員」に、「が1種に該当する職を占める職員」を「が1種に該当する職を占める職員、任期付職員条例第4条第1項の給料表の5号給の給料月額を受ける職員等並びに任期付研究員条例第5条第1項の給料表の5号給及び4号給の給料月額を受ける職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第10の改正規定は、平成16年3月24日から施行する。

山形県人事委員会規則5-4（給与の支払監理）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県人事委員会

委員長 古澤茂堂

第8条第1項第6号中「特手当」を「特勤務手当」に、「定時制通信教育手当」を「定時制通信教育手当、産業教育手当」に、「及び教職調整額」を「教職調整額、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当」に改める。

別紙様式(2)中	「 管理職員特 別勤務手当 」	を	「 管理職員特 別勤務手当 特定任期付職 員業績手当 任期付研究 員業績手当 」	に改 める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則6-2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月19日

山形県人事委員会

委員長 古澤茂堂

第2条の2に次の2項を加える。

- 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける者の職務の級を定める場合は、人事委員会に協議するものとする。
- 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける者の職務の級は、行政職給料表による5級の職務に相当する職務の級とし、同条第1項に規定する給料表の適用を受ける者の職務の級は、次のとおりとする。

(1) 任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の6号給の給料月額を受ける者（6号給を超える給料月額

を受ける者を含む。)の職務の級 行政職給料表による11級の職務に相当する職務の級

(2) 任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の5号給の給料月額を受ける者の職務の級 行政職給料表による10級の職務に相当する職務の級

(3) 任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の4号給の給料月額を受ける者の職務の級 行政職給料表による9級の職務に相当する職務の級

(4) 任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の3号給の給料月額を受ける者の職務の級 行政職給料表による8級の職務に相当する職務の級

(5) 任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の2号給の給料月額を受ける者の職務の級 行政職給料表による7級の職務に相当する職務の級

(6) 任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の1号給の給料月額を受ける者の職務の級 行政職給料表による6級の職務に相当する職務の級

第6条第1項第3号中「郵政事業庁」を「日本郵政公社」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県人事委員会告示第1号

人事委員会は、山形県人事委員会規則4-6(一般職の任期付職員の採用等に関する規則)第10条及び山形県人事委員会規則4-7(一般職の任期付研究員の採用等に関する規則)第13条の規定により、次に掲げる承認並びに協議の権限を人事委員会事務局長に対し、平成16年3月19日に委任した。

平成16年3月19日

山形県人事委員会

委員長 古澤茂堂

- 1 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。)第3条第3項に規定する承認並びに地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号。以下「任期付研究員法」という。)第3条第2項並びに第4条第2項及び第3項に規定する承認並びに任期付研究員法第3条第4項に規定する協議。ただし、山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)別表第1の職級1から職級3までの職、別表第2の職級1から職級3までの職及び別表第3の職級1の職に係るものを除く。
- 2 任期付職員法第5条第2項及び第6条第2項に規定する承認並びに山形県人事委員会規則4-6(一般職の任期付職員の採用等に関する規則)第6条第2項に規定する協議